

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 シコロク
 住所 株式会社456
 堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6
 代表者氏名 ニシオカ マサト
 代表取締役 西岡 正人
 電話番号 072-246-9226
 FAX番号 072-246-9227
 メールアドレス n-facility0615@outlook.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 4 5 6

住 所 堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6

代表者氏名 代表取締役 西岡 正人

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 西岡 正人	
事業の範囲	管工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	株式会社456
上記事業所の所在地	郵便番号 590-0808 住所 堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6 電話番号 072-246-9226 F AX番号 072-246-9227 メールアドレス n-facility0615@outlook.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
木浪 衣里	292380

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 5 年 10 月 1 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用 機械器具	金切りのこ	高儀TKG-1010610	2	
	パイプカッター	MCC JPC-37	2	
	塩ビカッター	MCC VC-27ED VC-0327	2	
管の加工用 機械器具	やすり	布やすり	3	
	パイプねじ切り器	エスコ EA350RV	1	
接合用の 機械器具	パイプレンチ	ロボテックス PW600	2	
	トーチランプ	新富士 RZ-820S	1	
	モンキーレンチ	ロボテックス UM36XG	3	
水圧テスト ポンプ	手動式	キョーワ T508	1	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社456
住 所 堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6
代表者氏名 代表取締役 西岡 正人

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町三丁2番6号
株式会社456

会社法人等番号	1201-01-066771
商号	株式会社456
本店	大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町三丁2番6号
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和5年1月4日
目的	1. 管工事 2. 給排水・衛生設備工事の請負、設計、施工、管理 3. 上下水道配管工事の請負、設計、施工、管理 4. 住宅の増改築・リフォーム及び水道工事の請負、設計、施工、管理 5. 上下水道設備、家屋の漏水調査並びに修理業務 6. 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株
資本金の額	金200万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 西岡正人 大阪府堺市西区菱木二丁2425番地1プラン ドール303号 代表取締役 西岡正人
登記記録に関する事項	設立 令和5年1月4日登記



大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町三丁2番6号
株式会社456

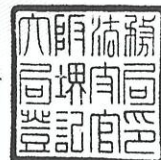
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 5年10月 5日

大阪法務局堺支局
登記官

井 手 繁 樹



株式会社456

定款

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社456と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事
2. 給排水・衛生設備工事の請負、設計、施工、管理
3. 上下水道配管工事の請負、設計、施工、管理
4. 住宅の増改築・リフォーム及び水道工事の請負、設計、施工、管理
5. 上下水道設備、家屋の漏水調査並びに修理業務
6. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府堺市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第13条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表取締役社長がこれを招集する。ただし、代表取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日の3日前までに議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第15条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長及び決議の方法)

第16条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。ただし、代表取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決権を行使することができるすべての株主が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第21条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第23条 当会社が取締役が2名以上いるときは、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。

② 代表取締役を社長とし、会社の業務を統轄する。

(報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び会社成立後の資本金の額)

第27条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は金200万円とし、その全額を資本金の額とする。

(発起人の氏名又は名称、住所、割当てを受ける設立時発行株式の数及び払込金額)

第28条 当会社の発起人の氏名又は名称、住所、割当てを受ける設立時発行株式の数及び設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりとする。

大阪府堺市西区菱木二丁2425番地1プランドール303号

発起人 西岡 正人

普通株式 200株 金200万円

(設立時取締役及び設立時代表取締役)

第29条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 西岡 正人

設立時代表取締役 西岡 正人

(設立時の本店所在場所)

第30条 当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店 大阪府堺市堺区旭ヶ丘中町三丁2番6号

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和5年9月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社456を設立するため、発起人西岡正人の定款作成代理人である司法書士法人エビス（社員村田和義）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年12月19日

発起人

大阪府堺市西区菱木二丁2425番地1プランドール303号
西岡 正人

上記発起人の定款作成代理人

大阪府和泉市肥子町二丁目3番31号あすかビル203
司法書士法人エビス
社員 村田 和義

司法書士法人
エビス

原本の写しに相違ないことを証明します。

令和 5 年 10 月 / 日

堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6

株式会社456

代表取締役 西岡 正人



第二九二三八〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

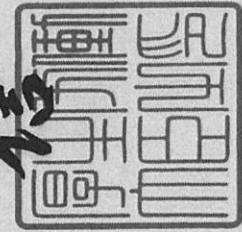
氏名 木浪衣里

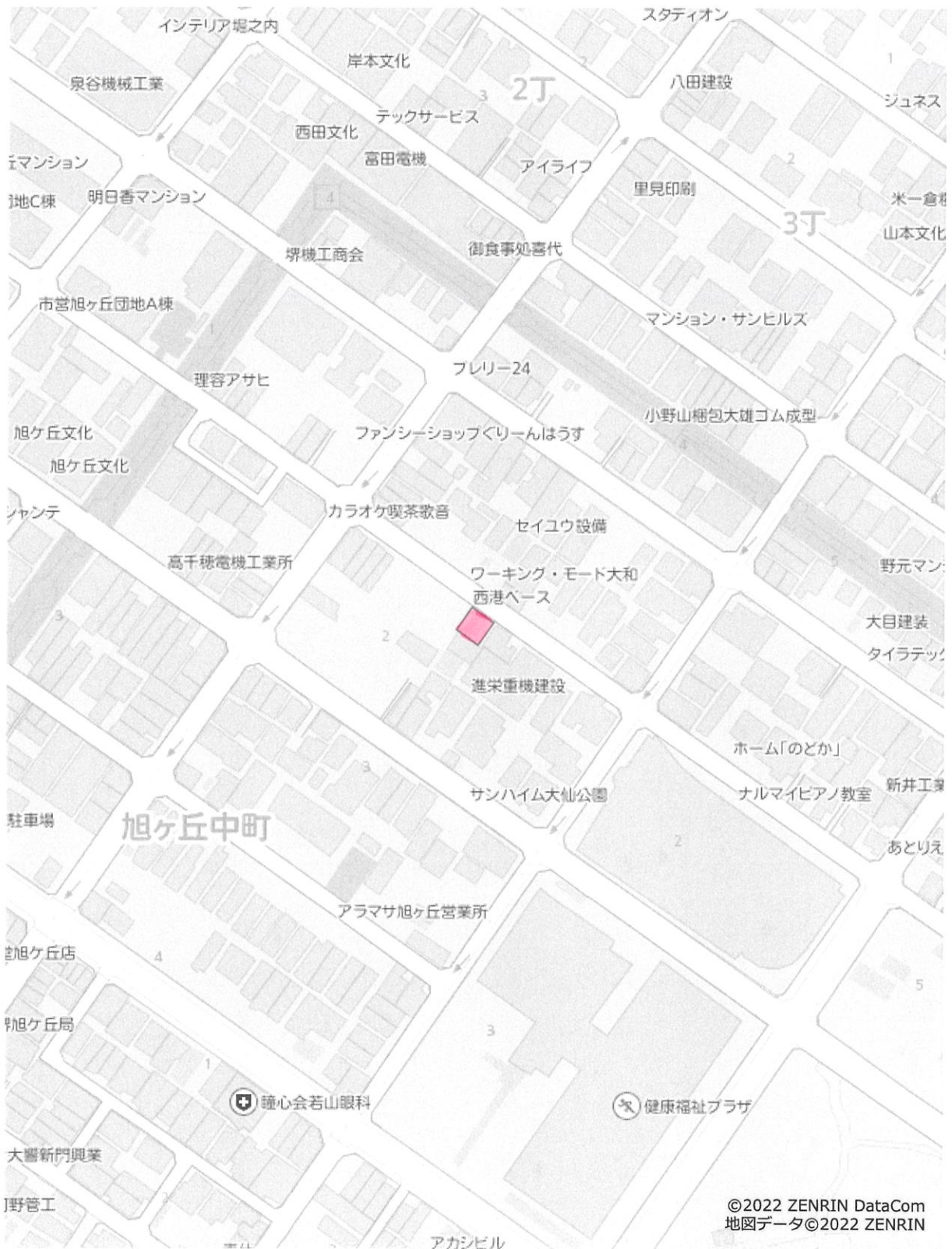
昭和六十一年九月二十三日生

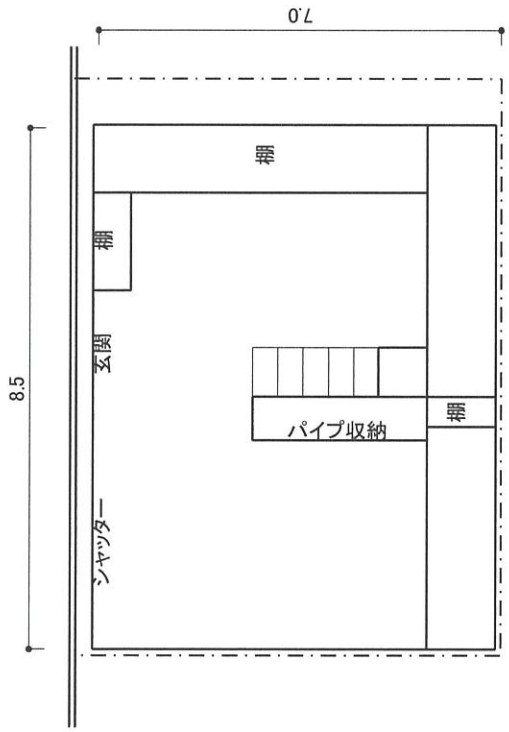
水道法昭和三十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

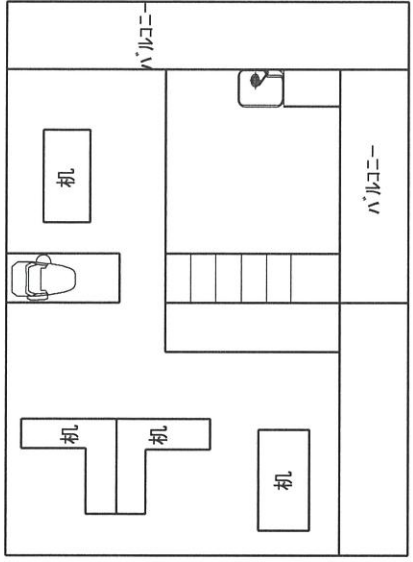
厚生労働大臣 加藤勝信







1F平面図



2F平面図

堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6

PROJECT'S

TITLE

株式会社

456

DRAW

FORM

A4

DATE

SCALE

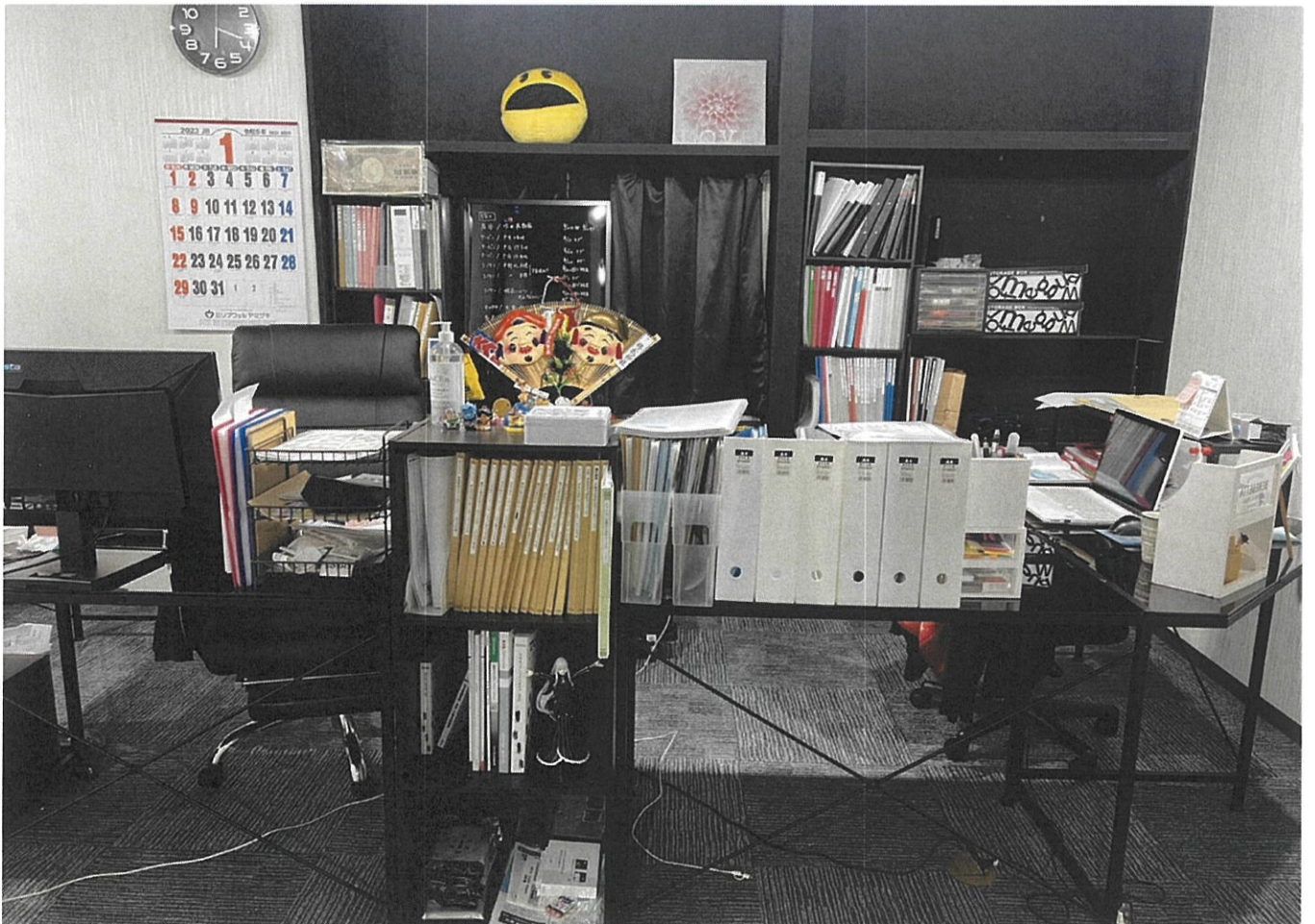
1:100

MEMO









指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 シゴロク
 住所 株式会社456
 堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6
 フリガナ ニシオカ マサト
 代表者氏名 代表取締役 西岡 正人
 電話番号 072-246-9226
 FAX番号 072-246-9227
 メールアドレス n-facility0615@outlook.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社456
住 所 堺市堺区旭ヶ丘中町3-2-6
代表者氏名 代表取締役 西岡 正人

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の **選任** の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社456	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
きらみ えり 木浪 衣里	292380	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九二三八〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 木浪衣里

昭和六十一年九月二十三日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信

